

飲酒運転の脅威とアルコールの作用



群馬大学名誉教授 田所 作太郎

1. 私とアルコールとのかかわり

私は1950年（昭25）に医師免許証を取得した後、50年余にわたり「精神薬理学」とくに「行動薬理学」の研究を続けました。専門の内容を聞かれると、「酔っ払いの研究です」と答えてきました。この表現は確かに研究の一面を表しています。薬学と薬理学とは名称が似ているので一般人には区別が付き難いらしく、いつも薬剤師だと思われてきました。しかし1993年（平成5）、県立医療短大の学長として県庁各課に挨拶に行き、医者であることがばれてしまいました。一方臨床医としては中途半端な評価しか受けられず、いつも微妙な立場にあります。

長い間、医学生や看護学生に薬理学の講義をしてきましたが、学生達はややこしい理論や、煩雑な薬物名をなかなか覚えようとしませんでした。そこで私は酒、タバコ、コーヒー、つまり身近な薬物として、アルコール、ニコチン、カフェインの作用や利害得失などを説明し、科学的思考に導くように努めました。アルコールをあくまで薬物、時に毒物の一種とみなしたので、しばしば誤解や不評を招きました。しかしその信念は今でも変わっていません。

2. 酒は百薬の長or百毒の長？

酒やタバコの功罪については平等に評価すべきですが、科学的、客観的に論じると、タバコに甘く、酒に厳しいといつも反論されます。万物の霊長たる人類が大昔より好んで用いた嗜好物質には、相応の理由があると私は主張してきました。しかし愛飲家の勢力は強大で、詩歌にも出てくる酒礼賛の文化は満ち溢れ、アルコールへの熱い執着に私は圧倒されっぱなしです。一方、タバコは「百害あって一利なし」と一方的に弾圧されています。タバコに味方するわけではありませんがいささか不公平を感じます。

ある講演会で、私がアルコールは麻酔薬の一種で、ときに認知症の原因になると説明したところ、「酒は百薬の長で、痴呆を作るとは夢にも考えたことはない。本当ですか、ショッキングな話だ」と言う発

言がありました。私にとっては当然の常識が世の中では通らないことに逆にショックを覚えました。

3. アルコールの功罪

飲酒運転による交通事故を取上げただけでも、酒の社会的弊害は明らかにタバコを上回っています。アルコールの心身に及ぼす悪影響についても肝毒性、発がん性、脳卒中誘発性、さらに認知症誘発性、依存性など挙げると切りがありません。最近、飲酒運転による悲惨な事故が大きく報道され、ようやく酒に対して厳しい批判が起こり、行政側も重い腰を挙げ罰則の強化に乗り出しました。アルコールはブレーキの役目を果たす脳の高次中枢を麻痺し、しばしば暴走行動を招きます。この作用が心の憂さの捨て所にもなりますが、反省や自己制御する心を麻痺してしまうのがアルコール本来の作用なのです。愛飲家は適正飲酒の僅かな効用論を振りかざして酒賛美に走る恐れがあります。

「アルコール、少量飲酒習慣から健康障害がはじまる」というコルンフーバー教授（ドイツ）著の翻訳本（シュプリンガー・フェアラーク社）が3年前に出版され、私が推薦文を書きました。しかしこの本は愛飲家の反発を買い、とても売れるとは思いませんでした。しかし最近翻訳者と会う機会があり、よく売れたので再版になると聞き、いささか驚き、世の良識は捨てたものではないとも感じました。

4. 酔っぱらい運転

1999年（平成11）11月、飲酒運転の大型トラックに追突された車が炎上、若い姉妹が命を落とした都内での事故が契機となり、2001年（平成13）には危険運転致死傷罪が新設され、最高懲役が20年になりました。また2006年（平成18）8月、福岡市で大酒を飲んだ若者にノーブレーキのまま追突されたRV車が海中に転落し、幼児3人が死亡するという痛ましい事件が起きました。政府は平成19年6月14日、表示するように、飲酒運転の刑罰引

き上げを柱に、車両や酒類の提供者、および同乗者への刑罰を新設し、道路交通法の改正案を可決しました。

道路交通法によると、「酒酔い運転」とは、アルコールの影響で正常な運転が不能になった状態をいいます。また呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上の場合を「酒気帯び運転」としています。しかしアルコール研究者の立場から見ると、両者は五十歩・百歩で、個体差や時間的影響を考慮すると、線引きには無理があります。全部を「飲酒運転」として一括したほうが合理的です。もともと生物行動の定量化には無理が伴います。疑わしきは罰すべきだと思います。

交通死亡事故の約16%に飲酒がからみ、死亡事故発生の確率は酒酔い運転以外の事故の30倍以上にもなります。さらに40%以上が飲酒運転の発覚をおそれてひき逃げ事件を起こしているとも報告されています。こうなるとアルコールは野放しにされた猛毒物質と断定せざるをえません。しかし愛飲家ほど自信（盲信）が強く、適正飲酒を守らず、良識を欠くことが多いので、どこまで反省の輪が広がるか疑問です。罰則は一時的な事故減少の効果しかないとはいえ、罰則強化以外に規制の方法がないのは残念なことです。

5. アルコール依存

人はなぜ酒やタバコを嗜むのでしょうか。ほとんどの幼児あるいは動物がこれらの摂取を拒否するところから、成長した人特有の行動と考えられます。さらに長期にわたり反復摂取し、禁酒や禁煙を難しくしています。つまり酒やタバコを習慣的に用いると、その魅力に抗しがたく、たとえ心身に危険が及ぶと分かっているにもかかわらず、どうにも止められない特異な状態、「依存」に陥ります。「中毒」という言葉が一部で使われますが、「依存」という用語が正しいのです。依存は各物質に含まれる化学物質が原因で起こります。科学的な検討によると、依存を引き起こしやすい嗜好品はトップがアルコールで、ニコチン、カフェインの順になります。心身に及ぼす弊害の大きさもこの順で、アルコール依存症にあつては尋常的手段では手に負えなくなります。依存者が免許証を所持するのも問題です。

6. アルコールの作用

ラットやマウスにアルコールを与え、ゆっくり回っている滑り止めを施した円筒上に乗せると、すぐに落ちてしまいます。酔っ払っていないときには動きに合わせて長時間円筒上で歩くことができますが、アルコールによって運動失調が起こり落下してしまうのです。またレバーを押すと餌がもらえるように工夫した環境を作ります。この環境に慣れてからブザーを鳴らし、レバーを押したときに電気ショックを与えます。すると動物はブザーが鳴っている間はレバーを押さなくなります。つまりゴー・ストップを覚えるのです。しかし酔っばらうと平気でレバーを押してショックにかかっけてしまいます。この実験を人に当てはめると、アルコールによって運動や反射機能が低下し、かつ恐れを忘れて暴走が起こることになります。事実運転模擬装置を使い、血中のアルコール濃度とブレーキの反応時間やハンドル操作との関連を調べた科学警察研究所の報告は人における酔っばらい運転の恐ろしさを裏付けています。

大の男がアルコール5%のビール大瓶1本（純アルコール約25g）を飲んだ後、肝臓で代謝されるためには少なくとも3～5時間かかります。ひと寝入りしたから大丈夫と考えるのは大きな間違いです。アルコールの代謝時間は1時間あたり6～7gです。

現行道交法と改正法の主な内容

	現 行	改正法
●悪質・危険 運転対策	懲役・罰金	
酒酔い運転	3年以下または 50万円以下	5年以下または 100万円以下
酒気帯び運転	1年以下または 30万円以下	3年以下または 50万円以下
車両提供 (運転者が酒酔い)	なし (1年6か月以下または25万円以下)	5年以下または 100万円以下
同 (運転者が酒気帯び)	なし (6か月以下または15万円以下)	3年以下または 50万円以下
酒類提供・同乗 (運転者が酒酔い)	なし (1年6か月以下または25万円以下)	3年以下または 50万円以下
同 (運転者が酒気帯び)	なし (6か月以下または15万円以下)	2年以下または 30万円以下
飲酒検知拒否	30万円以下	3か月以下または 50万円以下
ひき逃げ	5年以下または 50万円以下	10年以下または 100万円以下
●その他		
運転免許の欠格期間	最長5年	最長10年
シートベルトの 着用義務	運転者と助手席	後部座席にも

懲役・罰金欄の（）は刑法の幫助罪を援用した場合の罰則

朝日新聞
平成19年6月14日引用